

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(工事)

工事の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
中央監視装置修繕工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年5月2日	ジョンソンコントロールズ株式会社大阪支店 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス27階	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,595,000	-	-	-	-	-	
ボイラー室給湯配管漏水修繕工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年4月26日	株式会社阪神設備工業所 兵庫県尼崎市南初島町10番地149	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,551,000	-	-	-	-	-	
老朽給湯配管更新整備工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年5月15日	株式会社阪神設備工業所 兵庫県尼崎市南初島町10番地149	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,353,000	-	-	-	-	-	
高圧気中開閉器取替工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年8月21日	一般社団法人関西電気保安協会 大阪市北区中之島3丁目3番232号 中之島ダイヤビル	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,353,000	-	-	-	-	-	
2F電話交換機室空調監視及び2階トイレ呼び出し設備工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年8月28日	TMファシリティーズ株式会社 大阪府四條畷市二丁目通町22-15	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,086,492	-	-	-	-	-	
ICU自動扉更新整備工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年9月2日	ナブコア株式会社 兵庫県神戸市兵庫区鍛冶屋町2-2-10	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,430,000	-	-	-	-	-	
4階病棟天井裏冷温水配管結露対策工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年10月5日	株式会社阪神設備工業所 兵庫県尼崎市南初島町10番地149	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,512,500	-	-	-	-	-	
正面玄関自動扉・職員通用口自動駆動装置更新工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年10月31日	ナブコア株式会社 兵庫県神戸市兵庫区鍛冶屋町2-2-10	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,320,000	-	-	-	-	-	
スプリンクラー設備増設工事	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号 院長 味木 徹夫	令和6年11月29日	株式会社ファーストプレイス 兵庫県姫路市辻井3丁目1-12 ハルネット辻井101	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,760,000	-	-	-	-	-	
厨房用排気ファン更新工事		令和7年1月10日	有元温調株式会社 兵庫県神戸市垂水区舞子坂1丁目10番36号	国立病院機構会計規程第52条第5項及び国立病院機構契約事務取扱細則第17条の3第一号(契約に係る予定価格が少額である場合に該当するため)	-	1,485,000	-	-	-	-	-	

(注1)「再就職の役員の数(人)」は、機構の常勤役員であったものが契約を締結した日に厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に役員として在職している人数。

(注2)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。